

# 平成28年度事業報告書

自 平成28年7月1日

至 平成29年6月30日

公益社団法人 宮崎県公共嘱託登記土地家屋調査士協会

## 1. 事業概要

今年度、本協会は、国民の不動産に係わる権利の明確化に寄与する事業を行う公益社団法人として3年が経過し、今年度は監督機関である宮崎県による初めての立入検査が行われ、公益目的事業については概ね適正に実施されており、法人のガバナンスも適正に実施されているとの評価を得て、立入検査は無事終了することが出来ました。

特に公共の利益となる事業における不動産の表示に関する登記の嘱託手続きとして官公署が抱える未登記処理、狭隘道路処理、又、宮崎地方法務局計画による登記所備付地図作成作業等を土地家屋調査士として蓄積された知識と技術を駆使し、法律専門職としての使命感をもった社員により、常に公益を旨として迅速且つ的確な処理を実現して参りました。本年度も官公署に啓発訪問、相談活動等により、本協会の目的、業務、土地家屋調査士としての専門性を適切に説明して参りました。国民の権利の対象となる財産を速やかに確定することで、このことでもたらさせる不動産に係る国民の権利の明確化とともに地域社会の健全な発展に寄与して参りました。

また、業務の適正な管理・迅速な処理を実現するため、業務管理システムが実行出来るよう努めました。

事業内容につきましては、例年、国発注による大規模事業に取り組んでおり、宮崎地方法務局発注の不動産登記法第14条地図作成作業につきましては、宮崎市東大宮地区の0.36平方キロメートルについて全ての工程を完了し、納品致しました。また、現在は宮崎市吉村町他地区0.35平方キロメートルについて実施中であり、広範囲において、協会社員が組織的に地図混乱地域の地図を整備することにより、所有権の範囲を明確にし、不動産取引の安全を図るという点において、まさに不特定多数者の利益の増進に寄与しているものです。また、九州農政局発注事業である国有農地登記記録等確認委託事業については、国有農地登記記録確認事業及び整備台帳に記載されている国有農地の境界確認・測量業務について、調査・測量を実施しました。そして、今年度は、国土交通省大阪航空局発注による宮崎空港場外用地調査測量登記業務を受託し、業務を実施しました。しかしながら、県下の官公署に対しましては、業務受託の減少が見受けられる為、積極的な啓発活動を行うべきであると思われまます。

また今後も、公益法人として各方面に期待されながら事業を行うこととなりますので、社員の皆様におかれましては、自ら行っている土地家屋調査士業務、公嘱業務そのものが公益に資していると認識を強く持って業務に当たって頂き、公益法人の一員としてこれまで以上に当協会の行う事業運営にご理解とご協力をお願いしたいと思います。